

別紙3 公的機関等の支援体制

3. (1) 既にある国や自治体、その関連組織の支援体制

<給付金、手当金等の制度>

「病気の治療と両立に関する実態調査(WEB 患者調査)」令和4年(2022年)の経済的保障制度の利用状況(就業中を含む、複数回答)に該当調査項目があるものは割合を表示

○ 高額医療費制度 33.9%

支払った医療費について、一定の金額を超えた分が健康保険から後で払い戻される制度

相談先:がん相談支援センター:国立がん研究センターがん情報サービス、病院の会計担当者、地域の社会福祉協議会等

○ 傷病手当金 13.4%

病気休職中に公的医療保険(健康保険等)の被保険者に対して、事業主から十分な報酬(賃金等)を得られない場合に支給される制度

相談先:各事業所の社会保険担当者、又は加入している健康保険組合等

○ 障害年金 2.9%

健康保険の傷病手当金を受けている方や病気・けがで療養中の方が、障害年金の等級に該当する場合は、国民年金・厚生年金保険の障害年金を受給できる場合がある

相談先:年金事務所、街角の年金相談センター

○ 雇用保険(基本手当)

雇用保険被保険者であった方が離職し、一定の条件を満たした場合に支給される疾病により、すぐに働くことができない場合については、延長の手続きが必要になることがある

相談先:ハローワーク

○ 障害者就労支援施策 (障害者手帳 5.7%)

・障害者総合支援法

就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業の三つの支援サービス

・障害者雇用促進法

障害者の職業の安定を図ることを目的とする法律

障害のある方に対し職業生活における自立を実現するための職業リハビリテーション推進、事業主が障害者を雇用する義務、差別の禁止や合理的配慮の提供義務等

< 公的な各種事業・制度やガイドライン >

○ 厚生労働省「事業場における治療と仕事の両立のためのガイドライン」

平成28年(2016年)2月 (令和6年3月改訂)

労働者が治療やリハビリテーションを受けながら仕事を続けることができるように支援するための指針

治療と職業生活の両立等の支援に関する検討会報告書(平成24年8月8日)

両立支援コーディネーターの育成・配備など

○ 厚生労働省「長期療養者就職支援事業(がん患者等就職支援対策事業)」

・専門相談員による職業相談・職業紹介

がん、肝炎、糖尿病等により、長期療養(経過観察・通院等)が必要な方の就職支援のため、専門の相談員をハローワークに配置

・がん診療連携拠点病院(令和6年4月1日現在全国51病院)等との連携

治療や療養生活に関する相談のエキスパートである「がん相談支援センター」等と、患者様同意の上、治療状況・経過・今後配慮すべき点の情報を共有することで、希望や状況に応じた職業相談・職業紹介を実施

・企業(事業主)対象

「がん患者等の採用と定着のススメー長期療養者の雇用に向けてー」

平成30年(2018年)3月

「長期療養者の採用に向けたノウハウ ～がん・肝炎・糖尿病患者等の採用・定着のコツ～」

令和3年(2021年)3月

長期療養者を雇用しようと思っている・従業員が長期療養者となった場合に
必要な採用や定着に役立つ配慮・ポイント等のノウハウ集

- ・長期療養者の雇用に当たって配慮すべき点、
- ・雇用した企業事例のご紹介、
- ・面接から定着までのポイント、
- ・採用を進めるうえでのヒント等

支援対象者:手術等の治療が一段落し、術後の抗がん剤投与等に伴う通院や、
2～3か月に1回程度の経過観察による通院をしている方

- ・仕事と通院の両立が可能な求人
- ・通院等による休日や休暇設定の配慮が可能な求人(通院に伴う平日休みが
取得可能な求人)
- ・求職者の希望に応じて勤務時間等の労働条件について柔軟に対応できる
求人

・医療従事者対象

「ハローワークとの連携による就職支援導入マニュアルー療養の先にしごとが見えるー」
平成31年(2019年)3月

がん相談支援センターをはじめとした相談支援センターとハローワークとが連携し協同した就職支援を行う

医療機関(がん相談支援センターをはじめとした相談支援センター)とハローワークの就職支援ナビゲーターが協定を結んで良好な連携体制を築き、連携して長期療養者の離職防止・円滑な再就職を支援

・ハローワーク 職員や就職支援ナビゲーター(長期療養者担当)対象

「就職支援ガイドブックー長期療養者とともに就職をめざすー」

令和2年(2020年)3月

ハローワークの就職支援担当者や医療機関のがん専門相談員等の、がん患者の就職支援経験が豊富な方々へのヒアリングを踏まえた、各種支援におけるノウハウ・ポイント

○ 独立行政法人労働者健康安全機構

勤労者の治療と仕事の両立支援を推進するため、全国の労災病院で「治療就労両立支援事業」を展開。

両立支援コーディネーターが治療就労両立支援チームの一員として、労働者、医療機関、事業場といった関係者間の仲介・調整のほか、治療方針、職場環境、社会資源等に関する情報の収集・整理等を実施する中心的な役割を担う

「治療と仕事の両立支援コーディネーターマニュアル」

令和2年(2020年)3月 (令和6年4月改訂)

コーディネーターが両立支援業務を行うに当たっての基本スキルや知識に加え、両立支援の事例紹介等、実際にコーディネーターが両立支援を実施する上で留意すべき事項を掲載している。

○ 短時間正社員制度

持病を持った人材等に無理なく勤務してもらう方法

- ・ 私傷病等で休職していた人材にとって、復職直後からのフルタイム勤務は体力的に厳しく、不安を感じてしまう。また、継続的に治療が必要な場合、フルタイム勤務では治療の時間を確保することができない

フルタイム正社員と比べ、1週間の所定労働時間が短い正規型で、以下の2つに当てはまる社員

- ・ 期間の定めのない労働契約(無期労働契約)を締結している

- ・時間当たりの基本給及び賞与・退職金等の算定方法等がフルタイム正社員と同等
- ・企業等が直面する、人材の確保や定着等の人材活用上の課題を解決する方策の一つになりうる
- ・意欲と能力のあるパートタイム労働者・有期雇用労働者の正社員化と活躍推進にもつながり、非正規雇用の課題にも対応できる

< 用意されている就労に関する社会資源 >

長期療養者には、これまでの仕事を休職して療養する方、元の職場への復職を希望する方、別の職場に再就職を希望する方などさまざまな方がいる。

医療機関において就労支援を行うに当たっては、「ハローワーク」や「産業保健総合支援センター」、「社会保険労務士」といった専門機関・専門家と連携して行うことが重要

○ ハローワーク

再就職や就労全般の相談・雇用保険(失業等給付)の受給申請等

○ 社会保険労務士

休職や社会保障(傷病手当金等)の相談・治療と仕事の両立に関する相談等

○ 就職支援ナビゲーター

ハローワークに所属する就職支援の専門家 職業相談・職業紹介、履歴書・職務経歴書の個別添削等の就職支援、患者のニーズに応じた求人開拓などを行う

○ 独立行政法人労働者健康安全機構産業保健総合支援センター(さんぽセンター)

産業医、産業看護職、衛生管理者等の産業保健関係者を支援するとともに、事業主等に対し職場の健康管理への啓発・助言等を行うことを目的として、全国47の都道府県に設置

- ① 窓口相談・実施相談 ② 研修 ③ 情報の提供 ④ 広報・啓発 ⑤ 調査研究
 ⑥ 地域窓口(地域産業保健センター)の運営 ⑦ 両立支援コーディネーター研修
- 治療就労両立支援事業:すべての疾患を対象として、治療と仕事の両立支援病気を抱えながらも働く意欲があり、全く元のおりにはいかずとも、職場でこなすべき仕事に耐えうる能力のある労働者が、仕事を理由に治療機会を逃すことなく、また、治療を理由に職業生活の継続を妨げられることなく、適切な治療を受けながら、生き生きと就労を続けられる

全国の労災病院や治療就労両立支援センター、産業保健総合支援センターに両立支援のための相談窓口

また、両立支援活動の推進のため、支援対象者と主治医、会社・産業医などの職場関係者をつなぎ、両立支援をサポートする「両立支援コーディネーター」を養成

○ 産業医科大学、同大学病院 両立支援科学

治療と仕事の両立支援を研究、実践

疾病を有しながら働く意欲を持つ個人に対して、本人の思いを中心に医療機関と職場、支援機関が治療を継続しながら就労できるように支援する

- ・医学的な問題点を整理し、必要な仕事上の配慮を評価する診療科
- ・両立支援コーディネーターと協働しながら、事業者向けの意見書を作成する

医療機関での両立支援コーディネーター

- ・患者や家族から依頼を受け相談支援を行う
- ・他の専門職へコーディネートする
- ・患者、主治医、企業・産業医のコミュニケーションをサポートする

○ 特定非営利活動法人 日本キャリア開発協会

厚生労働省より登録された登録試験機関として、キャリアカウンセラー資格のCDA(キャリア・デベロップメント・アドバイザー: Career Development Adviser)を認定している

誰もが「ありたい自分」を持つという肯定的な人間観をベースに、相談者自らの気づきによって自己概念の成長を促し、「その人らしい生き方・働き方」を支援する

- ・治療と仕事の両立支援キャリアカウンセリング
- ・対象: 病気になっても自分らしく充実した職業人生を送りたいと思っている方